

## 京都大学大学院薬学研究科講義室等の使用に関する要項

平成29年3月9日教授会制定

平成29年6月15日教授会改正

令和元年9月12日教授会改正

令和2年3月12日教授会改正

### (趣旨)

第1条 この要項は、京都大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）講義室等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 講義室等は、本研究科における学術の交流、学生への支援、産官学連携の推進及び地域社会との連携を図り、本研究科における研究教育及び学術文化の発展並びに社会貢献に寄与することを目的とする。

### (講義室等)

第3条 この要項でいう講義室等とは、別表に定める施設をいう。

2 講義室等は、本研究科が講義等で使用する時間外において、次の各号に掲げる1月未満の行事に使用するものとする。

- (1) 本学又は部局の会議、式典その他の行事
- (2) 第6条第2項に定める者が主催若しくは共催又は幹事等となりその開催に関与する国際会議、講演会、研究会、研修会、式典その他の行事
- (3) その他管理責任者が適当と認める行事

### (管理責任者)

第4条 講義室等に管理責任者を置き、薬学研究科長をもって充てる。

### (使用時間及び開室日)

第5条 講義室等の使用時間は、1時間を単位とする。

2 講義室等は、次の各号に掲げる閉室日を除き9時から17時まで開室する。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日
- (4) 6月18日（創立記念日）

(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）

3 前項の規定にかかわらず管理責任者が特に必要と認めたときは、臨時に閉室又は開室及びその開室時間を延長又は短縮することがある。

（講義室等の使用申請及び許可）

第6条 講義室等を使用する場合は、あらかじめ管理責任者にその使用を申請して、許可を受けなければならない。

2 前項の申請ができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学の教職員

(2) その他管理責任者が適当と認める者

3 前項第2号に掲げる者の申請に際しては、本研究科の教職員の紹介を要する。

4 管理責任者は、第1項の許可に際し必要と認めるときは、当該使用について必要な条件を付すものとする。

5 第1項の許可を受けた者は、当該施設の使用に関し責任者（以下「使用責任者」という。）となる。

6 第3項の規定により紹介者となった教職員は、当該使用責任者がこの要項に従わない場合は、当該使用責任者に連絡若しくは必要な指導等を行い、又はその責務を代行しなければならない。

7 使用責任者は、使用の許可を受けた後において、使用日時を変更し、又は使用を取り止める場合は、速やかに管理責任者に申し出て、その許可を受けなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、当該施設の使用申請及び許可に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

（使用責任者の責務）

第7条 使用責任者は、当該施設の使用に際し、この要項及び管理責任者が別に定める施設使用上の諸規定並びに次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に使用しなければならない。

(1) 施設及びその設備、備品等の保全に努めること。

(2) 使用を許可された目的以外に使用しないこと。

(3) 使用を許可された当該施設及びその設備、備品等を他の者に一部又は全部を転貸しないこと。

(4) 使用を許可された当該施設及びその設備、備品等に特別の工作をし、又は原状を変更しないこと。ただし、管理責任者が許可する場合を除く。

(5) その他管理責任者が指示する事項

(使用許可の取消等)

第8条 管理責任者は、次の各号の一に該当する場合、施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用責任者がこの要項に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。
- (2) 使用責任者が、使用申請書に虚偽の申請をしたとき。
- (3) 本研究科において、管理上の事由が生じたとき。

2 前項第1号又は第2号により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって使用者に損害を及ぼすことがあっても、本研究科はその責めを負わない。

(講義室等使用料)

第9条 使用責任者は、本研究科の指定する方法により、講義室等使用料を納付しなければならない。

- 2 講義室等使用料の額は、別表に定める額とする。
- 3 一旦納付された講義室等使用料は、返還しない。ただし、本研究科の都合により使用許可を取り消し、又は中止した場合は、講義室等使用料の全部又は一部を返還する。

(講義室等使用料の減免)

第10条 本研究科が主催する場合は、前条第2項に定める講義室等使用料を免除する。

- 2 前項のほか、管理責任者が特別の理由があると認める場合は、前条第2項に定める講義室等使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第11条 使用責任者は、当該施設の使用を終えたとき（第8条の規定により使用を中止した場合を含む。）は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用責任者が原状回復の義務を履行しないときは、管理責任者は、使用責任者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用責任者は、管理責任者に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用責任者は、本人又は当該使用に係る行事等への参加者がその責に帰すべき事由により講義室等の施設、設備又は物品を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(随時立入)

第13条 管理責任者又はその命を受けて講義室等の管理事務を行う者は、その管理上の必要があるときは、使用の如何にかかわらず、講義室等に随時立ち入ることができる。

(禁止行為)

第14条 講義室等及びその敷地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外に文書、図画等を掲示すること。
- (2) 立看板（講義室等において行う行事等の表示、案内等に係るものを除く。）、プラカード等を設置すること。
- (3) その他講義室等の美観を損ね、又は他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

2 管理責任者は、前項の規定に違反する事実を発見したときは、当該掲示物等の撤去若しくは行為の中止を命じ、又は当該掲示物等の撤去その他必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第15条 講義室等の管理運営に関する事務は、薬学研究科事務部において処理する。

(要項の変更)

第16条 薬学研究科教授会は、以下の場合に使用者の同意を得ることなくこの要項を変更できるものとする。

- (1) 要項の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 要項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、講義室等管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による要項の変更にあたり、要項の変更をする旨及び変更後の要項の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに薬学研究科ホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、使用者に周知するものとする。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、講義室等の使用その他に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和元年9月12日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和元年10月1日以後の講義室等の使用について適用し、同  
日以前の講義室等の使用については、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表

講義室等使用料

建物名	施設名	使用料（円）（1時間当たり）	
		使用責任者が本学 教職員の場合	使用責任者が本学 教職員以外の場合
医薬系総合研究棟	藤多記念ホール	10,500	16,000
	ピロティ	2,000	2,700
	アウトリーチエリア	5,100	6,100
	ラーニングコモンズ	3,100	5,900
	講義室A	4,100	5,800
	講義室B	2,000	3,900
	講義室C	4,100	5,800

- 1 上記表中の使用料は、1時間の講義室等の使用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに当該施設使用時間数を乗じた金額を講義室等使用料とする。
- 2 1時間未満の講義室等の使用及び1時間を超える講義室等の使用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の講義室等の使用として、講義室等使用料を算出するものとする。
- 3 複数の講義室等を使用する場合については、各講義室等の使用料を合算した金額を講義室等使用料とする。